

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:学校教育部学務課 No.001

処 分 名	春日部市奨学金の貸付けの取消し又は停止の決定
処 分 の 概 要	奨学金貸付け決定後、貸付要件を欠いた場合に、貸付を取消し、又は停止する。
根拠条例等・条項	春日部市入学準備金・奨学金貸付条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 178 号）第 6 条、第 8 条 春日部市入学準備金・奨学金貸付施行規則（平成 29 年規則第 4 号）第 16 条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 1 月 19 日）
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/gakumuka/gyomuunnai/1/1/1/3751.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市入学準備金・奨学金貸付条例

第6条 奨学金の貸付けを受ける者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市民であり、かつ、市税を滞納していない世帯の子女であること。
- (2) 高等学校、大学若しくは専修学校に入学を許可された者又は在学中の者であること。
- (3) 学費の支出が困難な者であること。
- (4) 修学意欲がおう盛で、校長又は学長が推薦した者であること。
- (5) 市民である連帯保証人が1人得られること。ただし、市長が認めるときは、市外に居住する者を連帯保証人とすることができる。
- (6) 他の奨学金その他これに類するものの貸付けを受けていない者であること。

第8条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付けを取消し、又は停止することができる。

- (1) 第6条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 病気その他の理由により修学を続けることが困難と認められるとき。
- (3) 休学又は退学したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により奨学金の貸付けを取り消された者は、奨学金の全額又は残額を一括して繰上返済しなければならない。

■春日部市入学準備金・奨学金貸付施行規則

第16条 条例第8条第1項の規定による奨学金の貸付けの停止は、その理由が発生した月の翌月からその理由がやんだ月までの期間とする。

2 市長は、条例第8条第1項の規定により奨学金の貸付けを停止したときは、奨学金貸付停止通知書（様式第12号）により奨学生に通知しなければならない。

3 市長は、条例第8条第2項の規定により奨学金の全額又は残額を一括して繰上返済させるときは、入学準備金・奨学金返済通知書により通知しなければならない。

4 奨学生は、前項の規定による返済の通知を受けたときは、直ちに当該奨学金の全額又は残額を一括して納入しなければならない。